



\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 償却資産税の概要

固定資産税は不動産を所有している人が納める税金というのが一般的ではないでしょうか。事業を行っていないと知る機会が少ないのですが、固定資産税は土地・建物の不動産に課税されるものと、減価償却を行う償却資産に課税されるものの2種類があります。この償却資産に課税される固定資産税である償却資産税については毎年1月中、つまり今年31日までに申告書を提出する必要があります。今回は償却資産税の概要についてご紹介します。

### 1. 償却資産の範囲

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額が法人税や所得税の計算上、損金や必要経費になるものをいいます。償却資産の具体例として下図のようなものが挙げられます。

- ① 構築物・・・舗装路面、外構工事、内装・内部造作等
- ② 機械及び装置・・・各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等の建設機械等
- ③ 車両及び運搬具・・・大型特殊自動車
- ④ 工具、器具及び備品・・・パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、LAN設備、医療機器、金型等

### 2. 償却資産の申告

#### (1) 申告の対象となる資産

その年の1月1日現在において法人又は個人が所有する事業の用に供することができる償却資産について、その年の1月末までに都道府県税事務所に申告が必要となります。申告の対象となる償却資産には上記1のほかにも下図のようなものも含まれますので注意が必要です。

- ① 償却済みの資産
- ② 遊休又は未稼働の資産
- ③ 資本的支出に該当する修繕費・改良費
- ④ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産のうち、個別に減価償却しているもの
- ⑤ 福利厚生のために供する資産
- ⑥ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産

#### (2) 申告の対象とならない資産

普通自動車・軽自動車、無形固定資産、繰延資産その他一定の資産については償却資産の対象とならないため申告の必要はありません。なお、間違いやすい即時償却される少額の減価償却資産の扱いについては下記3をご参照ください。

#### (3) 税額の計算

東京都に所在する事業所の場合、課税標準額に100分の1.4の税率を乗じて算出されます。償却資産税は賦課課税方式であることから、課税標準額及び税額は都道府県税事務所において算定され、納税者に通知されることになります。

#### (4) 免税点

東京都に所在する事業所の場合、課税標準額が150万円未満であれば償却資産税は課税されません。

### 3. 少額の減価償却資産の取り扱い

取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、会計処理などに応じて取り扱いが右表のように変わります。

中でも注意が必要となるのは、表中④の中小企業特例です。これは租税特別措置法の規定により、少額の資産をその事業年度又はその年において即時償却しているケースが該当します。これらの少額減価償却資産は資産計上が不要となるため、償却資産の申告から漏れる可能性が高くなってしまいます。

		主税局HPより一部改変			
		取得価額 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入	申告対象外			
②	3年一括償却	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例 ※1	申告対象			
⑤	個別減価償却 ※2	申告対象			